【規程番号　神女大Ｖ－008】

教育実習履修資格についての細則

教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること、また、下記の条件を充たしていることを原則とする。

幼稚園ならびに中学校・高等学校での教育実習を履修しようとする者は、教育実習を実施する前年度までに下記の条件を充たしていること。

(1) 卒業要件単位の 90 単位以上を修得済みであること。
(2) 通算 GPA が 2.0 以上であること。
(3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科の指導法Ⅰ・Ⅱを含み 20 単位以上修得済みであること。なお、幼稚園実習については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、１～３回生の必修科目を修得済みであること。
(4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1～3 回生の必修科目を修得済みであること。

小学校での教育実習を履修しようとする者は、教育実習を実施する前年度までに下記の条件を充たしていること。

(1) 卒業要件単位の 72 単位以上を修得済みであること。
(2) 通算 GPA が 2.0 以上であること。
(3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、1・2 回生の必修科目を修得済みであること。
(4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1・2 回生の必修科目を修得済みであること。

特別支援学校での教育実習を履修しようとする者は、教育実習までに下記の条件を充たしていること。

(1) 基礎免許状の教育実習履修資格を充たしていること。
(2) 次の科目を履修中または修得済みであること。
「障害者教育総論」「知的障害教育Ⅰ・Ⅱ」「肢体不自由教育Ⅰ・Ⅱ」「病弱教育Ⅰ・Ⅱ」「教育実習指導（特支)」

編入学生、転学科生、特別な事情により上記条件を充たせない者については、各学科で協議の上対処する。

各学科においては、教職支援センター運営委員が上記条件の確認、指導、相談に当たる。

この細則の改廃は､教職支援センター運営委員会で審議し､部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この細則は平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この細則は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この細則は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。